

個別規程 IIJ モバイル Biz+サービス

令和3年1月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

IIJ モバイル Biz+サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
インターネットアクセス	移動無線通信によるインターネット接続に通信制御機能を付加して利用することができる IIJ モバイル Biz+サービス
ダイレクトアクセス	移動無線通信による仮想閉域網接続に通信制御機能を付加して利用することができる IIJ モバイル Biz+サービス

第2条(最低利用期間)

IIJ モバイル Biz+サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイル Biz+サービス契約」といいます。)における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第3条(IPアドレスの特定)

IIJ モバイル Biz+サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が品目をインターネットアクセスとする IIJ モバイル Biz+サービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ モバイル Biz+サービスを利用することはできません。

第4条(契約の単位)

当社は、IIJ モバイル Biz+サービスの場合にあっては、一の品目毎に一の IIJ モバイル Biz+サービス契約を締結します。

第5条(利用条件)

品目をインターネットアクセスとする IIJ モバイル Biz+サービスを利用するには、IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目区分を I とするものに限ります。)、IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目を定額プラン、定額プラン L 又はパケットシェアプラン L とするものに限ります。)、又は IIJ モバイルサービス/タイプ I(ネットワークタイプ区分を I とするものに限ります。)の契約者である必要があります。

2 品目をダイレクトアクセスとする IIJ モバイル Biz+サービスを利用するには、次の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目区分を I とするものに限ります。)、IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目を定額プラン、定額プラン L 又はパケットシェアプラン L とするものに限ります。)、IIJ モバイルサービス/タイプ I(ネットワークタイプ区分を III とするものに限ります。)、IIJ モバイル M2M アクセスサービス又は別途当社が指定するサービスの契約者であること
- (2) IIJ 認証アウトソースサービス(種類を IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN とするものを含むもの。)又は IIJ 大規模プライベートゲートウェイサービスの契約者であること

3 契約者は IIJ モバイル Biz+サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 当社が指定する方法による IIJ モバイル Biz+サービスを利用するための必要な設定
- (2) IIJ モバイル Biz+サービスを利用して接続要求を行う端末機器の設定
- (3) 第 1 号及び前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

4 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ モバイル Biz+サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ モバイル Biz+サービスの対象とする回線数につき、その変更を請求することができるものとします。

2 契約者は、IIJ モバイル Biz+サービスの品目を変更することはできません。

第 7 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイル Biz+サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 第 5 条(利用条件)に定める当社のサービスに係る契約が解除された場合には、当該契約に対応する IIJ モバイル Biz+サービス契約は同日に解除されるものとします。

第 8 条(料金)

契約者が、IIJ モバイル Biz+サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ モバイル Biz+サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 9 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ モバイル Biz+サービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 10 条(保証の限定)

IIJ モバイル Biz+サービスは、常に利用可能であることを保証するものではありません。

第 11 条(機能の制限)

IIJ モバイル Biz+サービスは、IIJ モバイルサービス/タイプ D において提供する国際ローミングオプションと併用することはできません。

2 品目をインターネットアクセスとする IIJ モバイル Biz+サービスは、IIJ モバイル M2M アクセスサービスと併用することはできません。

3 IIJ モバイルサービス/タイプ I と併用する場合には、IIJ モバイル Biz+サービスの一部機能が利用できないことがあります。

附則

平成 22 年 9 月 1 日施行

この契約約款は、平成 22 年 9 月 1 日から実施します。

平成 26 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

平成 27 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

平成 28 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

平成 29 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

平成 30 年 3 月 15 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 15 日から実施します。

令和 2 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

令和 3 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ モバイル Biz+サービスにおける料金等 [第 8 条関係]

1 初期費用

IIJ モバイル Biz+サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

IIJ モバイル Biz+サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 9 条関係]

第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. 月額費用に定める金額